

令和3年度 公正入札調査会議議事概要

| | | | |
|--------------------------------|--|----|--|
| 開催日及び場所 | 令和4年 3月17日(金) 10:00～12:00 防衛省庁舎D棟7階第1会議室 ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためWEB会議により開催 | | |
| 委員 | 会長 楠 茂樹 (上智大学法学部国際関係法学科教授) 会長代理 中村 豪 (東京経済大学経済学部教授) 委員 植村 京子 (深山・小金丸法律会計事務所弁護士) (五十音順) 木下 誠也 (日本大学危機管理学部教授) 五艘 隆志 (東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科准教授) | | |
| 討議対象期間 | 令和3年4月1日 ～ 令和3年12月31日 | | |
| 討議対象件数 | 810件 | | |
| 1. 入札結果の事後的・統計的分析結果について | | | |
| 項目 | 建設工事, 建設技術業務について | | |
| | 意見・質問 | 回答 | |
| ○ 特になし | | | |
| 報告事項 | 特になし。 | | |

| | | | |
|--|-------|-------------------------|-----------|
| 2. 談合疑義案件の処理状況について | | | |
| 項目 | 工事 | 業務 | 談合疑義案件報告数 |
| 談合情報 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 点検結果疑義 | 1件 | 0件 | 1件 |
| | 意見・質問 | 回答 | |
| ○ 地方防衛局において内訳書の点検により談合の疑義があるとされたが、確認したところ明確な談合とは言えないとのことであった。 一方で、公正取引委員会等へ談合疑義情報として、談合疑義の段階であっても状況を踏まえて通報したことは、適切であったと考えられる。 | | ○ 今後も適宜適切な措置を指導してまいりたい。 | |
| 報告事項 | 特になし。 | | |

| 3. その他 | |
|---|---|
| 項 目 | (1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告 (2) 建設コンサルタント業務における品質確保に向けた取り組みについて (3) 総合評価落札方式における賃上げ企業に対する評価について (4) 総合評価落札方式における不成立対策について (5) 建設工事における後工事の発注について |
| 意 見 ・ 質 問 | 回 答 |
| <p>(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告</p> <p>○ 特になし</p> <p>(2) 建設コンサルタント業務における品質確保に向けた取り組みについて</p> <p>○ 第三者履行確認の下限拡大は効果があったと理解。今後の展開はどのように考えているのか教えていただきたい。</p> <p>○ 予定価格算出の方法として今後は「設計業務等標準積算基準書」（以下「基準書」という。）によることは理解したが、従前の算出方法と基準書による積算を比較をしたのか。また比較の結果大きく金額が変わったものはあったのか。</p> <p>(3) 総合評価落札方式における賃上げ企業に対する評価について</p> <p>○ 従業員の賃上げに関しては、社会的な要請もあって何らかの対応が必要ということには理解するが、この賃上げ企業の加点評価において、予定価格の算出方法を変えないということが、入札状況にどのような影響が出てくるか、入札の動向に注意が必要である。</p> <p>○ 賃上げ企業の加点評価というものは、一回賃上げを表明すれば、将来にわたり続けて評価されるのか。また、いつまでこの加点評価の制度は続くのか。</p> | <p>○ 引き続き意図したとおりに契約状況が推移していければ、試行から制度実施にすることを考えてまいりたい。</p> <p>○ 比較の結果、金額は上がっているものも、下がっているものもあるが、平均としては数パーセントの増であった。いずれにしても、来年度から積算は、原則として基準書による方式で試行し、フォローアップの結果、必要があれば見直して参りたい。</p> <p>○ 賃上げ企業への加点評価を行うことにより、応札者の動向にどのような影響が生じているか入札状況などの動向を注視し、分析してまいりたい。</p> <p>○ 賃上げ表明により得られる加点評価は、企業側が表明時に記載した期間だけであり、事業年度または暦年で1年間ごとに賃上げの表明が必要となる。現在のところ、この制度はしばらく続くものと考えている。</p> |

(4) 総合評価落札方式における不成立対策について

- 不成立対策に対する試行として、地域評価方式における加点を見直しているが、今後、ターゲットにしていた地元業者が参加しているかどうか、落札した案件、落札しなかった案件それぞれにどのような動向を示しているのか、分析したら良い。

(5) 建設工事における後工事の発注について

- 本来一体不可分である工事をやむを得ない事情により分割発注せざるを得ない事情があることは理解したが、その手続きにあたり、恣意的な運用とならないよう透明性・公平性の確保が必要である。また、品質確保や適正な施工にも留意する必要がある。
分割発注にあたり、確認体制をどのようにするかがポイントであろう。

- ご意見を踏まえフォローアップして参りたい。

- ご意見を踏まえ、今後の制度設計にあたってまいりたい。

報告事項

特になし。